

田村の美桜 88 景デジタルスタンプラリー構築・運用業務委託仕様書

1 総則

本仕様書は、田村市（以下「市」という。）が委託する田村の美桜 88 景デジタルスタンプラリー構築・運用業務（以下「業務」という。）を受託した者（以下「受託者」という。）が遵守しなければならない事項を定めたものである。

2 目的

本業務は、田村の美桜88景をデジタルスタンプスポットとし、各地を巡りながら桜と買い物を楽しむ地域周遊型のラリーシステムを構築することにより、市内外からの訪問客の市域内周遊を促進し、新型コロナウィルス感染症の影響により低迷してきた観光需要の喚起と経済活動の活発化を図るものである。

なお、今年度はスタンプラリーの目標参加者数を500名以上としており、「美桜88景」の表現を生かしながら、より一般の方が参加したくなるような『イベント名称の考案』をはじめとし、参加者のスタンプラリーへのチャレンジ意欲を喚起する『インセンティブの設定』及びそれらの『PR手法』、事業の認知度向上を目的とした「コンプリート達成者の大々的な表彰方法」等、各種取り組みにより目標参加者数の達成を目指す。

3 履行期限

契約期間は年度を跨いで設定するものの、契約書については以下のとおり、各年度に分けて締結するものとする。

- ① 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで（令和 7 年度分）
- ② 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで（令和 8 年度分）

4 委託額

本業務の委託額上限は、4,898,520 円（消費税込）とする。

なお、委託額の年度別の上限額については以下のとおりとする。

- ① 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで（令和 7 年度分）：2,999,920 円（消費税込）
- ② 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで（令和 8 年度分）：1,898,600 円（消費税込）

※上記金額は、見積徴取に係る予定価格を示すものではない。

5 業務内容

（1）デジタルスタンプラリーの企画・運営

以下の内容をもとに、詳細は本市と協議の上決定することとする。

- ① 田村の美桜 88 景をスタンプスポットとしたデジタルスタンプラリー（以下「ラリー」という。）実施に係る当該年度の一切の企画・運営業務を行うこと。また、企画・運営の基盤となるシステムを構築し、管理運営を行うものとする。
- ② 参加意欲を喚起するイベント名称を考案すること。

- ③ 1回当たりの応募に対し、ラリー実施期間において市内飲食店及び商業施設等における1,500円以上の購買実績を応募条件に加え、地域内の消費喚起を促す内容とすること。
- ④ あぶくま洞や地域の飲食店等もチェックポイントに追加するものとし、参加する飲食店等は受託者が募ること。
- ⑤ ラリーへの応募は上記③、④の条件を満たすこととし、1人当たりの応募回数に制限を設けない。ただし田村の美桜88景のいずれかを必ず周遊することとし、飲食店等のチェックポイントを周遊しただけでは応募できない企画とする。
- ⑥ 当選商品は、受託者が244,000円（税込・送料込）の範囲内で商品を用意し発送する。
(委託額には含まない。)
- ⑦ 88か所全ての桜を周遊した参加者に対し、次年度のPRに繋がる表彰方法を考案する。
- ⑧ スタンプの獲得数や獲得エリアの範囲等に応じ複数の難易度を設ける。また、難易度に応じインセンティブに差を付ける。
※スタンプの獲得数や獲得エリアの範囲はあくまで一例であり、難易度設定内容は事業者が自由に提案してよい。

(2) デジタルスタンプラリーシステムの整備・運用

- ① スマートフォン、タブレット等のモバイル端末（以下「スマートフォン等」という。）でラリーに参加できるシステムとすること。なお、スタンプ獲得に使用するスマートフォン等は参加者個人が所有するものとする。
- ② 二次元コード等によりスタンプを獲得できるシステムとすること。また、桜の敷地内に看板等を設置等する際には、地権者への事前周知等により了承を得ること。
- ③ デジタルスタンプは田村の美桜88景の登録とし、電子地図上で確認できるようにすること。
- ④ 上記（1）によるスタンプ獲得数で応募できるシステムとし、応募者の属性（居住地、年齢、性別等）、市内で消費した金額がわかるようにすること。
- ⑤ 運用開始前にシステムの概要や管理運営方法、操作手順等について委託者に適宜説明を行うこと。
- ⑥ システムを安定的に運用できるよう、適切に保守管理を行うこと。
- ⑦ 再消費を促す仕掛けづくりとして、システムから田村市オンラインショップ、田村市ふるさと納税関連サイト等への導線を構築し、一体となった消費喚起を図ること。

(3) デジタルスタンプラリーに関する広報・情報発信

- ① デジタル媒体を活用した情報発信を行うこと。なお、広報媒体を使用する場合に発生する費用については委託費に含むものとする。
- ② ポスター、チラシ等を製作することとし、種類、部数等は委託費の範囲内で双方協議のうえ決定するものとする。

(4) その他

その他、独自性のある企画を提案し、本業務に係る参加者からの問い合わせ等にも対応すること。

6 成果物

- (1) 実施報告書 電子データ（Word 形式等と PDF 形式）を収録した電子媒体（CD-ROM 等）及び印刷物を各2部納品
- (2) 製作物 本業務で製作した物品
- (3) その他 本業務で作成した資料のうち、当市が指示する資料

7 納品場所

田村市産業部観光交流課
福島県田村市船引町船引字畠添 76 番地 2

8 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受託者の負担とする。
- (2) 事前に委託者の承認を得た場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務において受託者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うこと。
- (5) 成果物の所有権、著作権及び利用権は、全て当市に帰属するものとする。
ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。なお、受託者の責めに帰すべき事由により著作権及び肖像権関係の紛争が生じた場合は、受託者の責任において処理するものとする。
- (6) 受託者が従来から有していた受託者固有の知識、技術に関する権利については受託者に帰属する。
- (7) 業務完了後に、受託者の責めに帰すべき事由により、成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な措置を行うこと。この場合に要する経費は受託者の負担とする。
- (8) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により当市又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

9 見積書作成要領

見積書の作成に当たっては、『田村の美桜 88 景デジタルスタンプラー構築・運用業務委託仕様書』に基づいて作成すること。ただし、この仕様書以上の最新の技術提供や企画があれば、委託額の範囲内で積極的に採用することを拒まない。

- ①内容については、『田村の美桜 88 景デジタルスタンプラー構築・運用業務委託仕様書』に基づき、項目ごとに分かりやすく記載すること。
- ②一連の経費について、見積設計の項目ごとに分かりやすく明記すること。

10 その他

本仕様書に記載されていない事項は双方協議により決めるものとする。